

令和7年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに
おける協議の結果について

本事務打合せにおいて、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官として講じるべき方策やその方向性等について協議された内容の要点は、以下のとおりである。

第1 家庭局関係

1 家庭裁判所調査官の役割・機能を明確にするとともに確実に実践するために検討すべき事項

(1) デジタル化の進展を踏まえて検討すべき事項

令和6年度には、調停期日立会いを除き、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の調査に関連する事務の全てでウェブ会議の運用が開始されたところ、今後、調査においてウェブ会議の実施の適否・可否を検討するに当たっては、事件や対象者ごとに考慮すべき点や留意事項について、各家裁調査官が適切に理解した上で、裁判官に的確に意見具申することの重要性が確認された。

(2) 令和8年5月までに予定されている改正家族法の施行を控え、審理の充実に向けて検討すべき事項

ア 家事事件

改正家族法の施行に向けた準備においては、大規模庁等における検討状況を踏まえつつ、改正家族法下における判断の枠組みや審理の在り方についての理解を深めるとともに、家裁調査官の役割・機能を踏まえた関与の在り方や調査の具体的内容について、裁判官を始めとする関係職種と相互議論をしながら、スピード感を持って検討を進める必要があることが確認された。また、DV・児童虐待に関する知見のより一層の習熟を図ることや、いわゆる親ガイダンスの更なる工夫、児童室の有効活用、親子交流の試行的実施（試行的面会交流）の効果的な活用などについても、関係職種と認識を共有し、各庁の実情を踏まえて検討を進めていく必要があることが確認された。

家事事件手続法等の趣旨を踏まえた調停事件における適時適切な調査官関与の在り方に関しては、客観的な視点から、統計データに基づき、中長期的な推移を含む量的な分析を行い、各庁の課題に応じた取組を行う必要があることが確認された。特に、家裁調査官が、必要な事件に関与し、紛争解決に資する調査を確実に行うことができているかという点については、家裁全体の事件処理を最適化させる観点から、庁の規模や人的態勢、事件処理の実情等を踏まえながら、限りある人的資源をどの分野にどのように充当していくべきか、部総括裁判官や上席裁判官とも議論を重ね、共通認識を形成していく必要があることが確認された。

イ 少年事件

各庁において、事件数の増減の程度や事件処理態勢の実情を把握しつつ、例えば、いわゆる在宅事件において、適切な手続選別の実施や早期の段階における、事案の軽重や少年の要保護性の程度に応じた調査計画の立案、適切な文量での少年調査票の作成など、合理化、効率化に向けた実効性のある取組を具体的かつ組織的に実践し、メリハリのある調査事務を定着させていく必要があることが確認された。また、改正家族法施行に向けて、各庁の実情に応じ、支部を含めた管内全体における適切な執務態勢の在り方についても早急に検討していく必要があることが確認された。

2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践するために、柔軟に態勢を整備し、適切に組織を運営する観点から検討すべき事項

組を単位とした事務処理の取組の効果を最大限に発揮するためには、事件の内容や組の家裁調査官の特性、繁忙度等を踏まえた主任家裁調査官による適切な組のマネジメントに加え、組の家裁調査官が主体的に参画することが重要である。また、首次席家裁調査官等が主任家裁調査官のニーズを把握し、それに応じた指導、支援を適時に提供することによって、主任家裁調査官の

マネジメント能力を伸長させて組運営の充実を図ることも重要である。さらに、組の実情について適切に把握し、必要に応じて組間、本庁・支部間の調整を行っていくことが重要であることが確認された。将来的なデジタル化の進展や、改正家族法施行後の執務を見据えつつ、家裁調査官非常駐支部を含む管内全庁で組を単位とした事務処理を有効に機能させるためには、個々の組の機能をいかに発揮させるかという視点に加えて、本庁・支部間や支部・支部間の事務分担、家事・少年の配置、専任・兼務態勢の変更等について柔軟に見直しを行う必要があることが確認された。

第2 人事局関係

1 家裁調査官の育成に関し考慮すべき事項

- (1) 任官後の家裁調査官の育成を行う上で考慮すべき事項について協議を行った。
- (2) 役職定年後の円滑な職務移行を実現する上で考慮すべき事項について協議を行った。

2 家裁調査官の採用広報等に関し考慮すべき事項

家裁調査官の採用広報を充実させる上で考慮すべき事項等について協議を行った。

第3 裁判所職員総合研修所関係

1 家裁調査官の養成課程研修に関し考慮すべき事項

養成課程に関する実務修習実施庁との連携等について協議を行った。

2 家裁調査官の中央研修に関し考慮すべき事項

養成課程研修を修了した若手家裁調査官の実情把握の在り方等について協議を行った。